

令和7年2月1日
土木部建築課

指名競争入札における業者の選定方法について（建築関係工事編）

令和7年2月1日付「指名競争入札における業者の選定方法について（土木部建設企画課）」にて、指名競争入札における業者の選定方法をお知らせしているところですが、建築関係工事（建築一式工事、電気設備工事、機械設備工事、防水工事、塗装工事、解体工事、その他建築物に関する工事）については、下記のとおり取り扱います。

なお、下記内容はガイドラインであり、個々の入札案件ごとに入札審査委員会にて内容を検討の上、審査決定しています。

1. 選定方法

発注工事毎に評価対象業者を抽出し、以下の項目で評価を行う。

そのうち ~ の項目を数値化し、原則として合計点数の高い業者から選定を行う。

要件の確認

完成工事高の評価

地域特性

当年度の受注高

工事成績

施工実績

手持技術者の状況

入札参加回数

その他考慮すべき事項

（参考）

「長崎県建設工事の指名基準」

「長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領」

「長崎県建設工事暴力団対策要綱」

2. 評価対象業者の抽出

（1）以下の条件で入札参加資格者名簿（格付表）から抽出を行う。

発注工事を施工できる建設業の許可とランクを有すること。

発注工事の設計金額が70,000千円（建築一式工事の場合は90,000千円）以上の場合は特定建設業であること。

発注工事の設計金額に対し一定割合の当該業種年間平均完成工事高があること。

工種	所要割合
建築一式工事	1倍以上
電気設備工事	1倍以上
機械設備工事	1倍以上

塗装工事	1倍以上
防水工事	1倍以上
解体工事	1倍以上
屋根及び板金工事	1倍以上

現場専任技術者が配置可能であること。

(対象 建築一式工事格付A 電気設備工事格付A 機械設備工事格付A のみ)

技術職員数 > 専任手持工事数 + 営業所専任技術者数

専任手持工事数：建築一式工事 請負金額90,000千円以上の工事をカウント

その他の工事 請負金額45,000千円以上の工事をカウント

(それぞれ全業種の重複カウントされない実数で確認する。)

当該工事の業種が主体である業者であること。ただし、Aランク工事において、他業種が主体業者でも選定対象が1億円以上ある場合は除く。

(対象業種の10倍以上の完工高他業種がある場合は、他業種主体業者とみなす)

その他

・系列会社

1つの案件について、系列会社が同時に選定された場合は、上位の系列会社を選定し下位の系列会社は排除する。次順位の非系列会社を繰り上げる。

3. 評価方法

(1) 「要件の確認」

以下に該当する業者は指名を行わない。

ア) 「長崎県建設工事の指名基準」の「1 不誠実な行為の有無」に該当する場合。

イ) 「長崎県建設工事の指名基準」の「2 経営状況」に該当する場合。

ウ) 「長崎県建設工事の指名基準」の「3 電子登録」を適正に行わない場合。

エ) 「長崎県建設工事の指名基準」の「4 工事成績」に該当する場合。

・当該業種工事成績評定点の平均が過去2年間連続して65点未満である。

・工事成績評定点が65点未満の通知を受けて一定期間内である。

(2) 「完成工事高の評価」

(当該業種の年間平均完成工事高 ÷ 発注工事の設計金額) の値が大きいものを高く評価する。

(3) 「地域特性」

営業所の集中度などの状況により、各発注機関別・工種別に、A表(距離制)とB表(市町制)の選択と評価基準を設定する。

A表(距離制)は、工事箇所と営業所所在地との距離で評価し、一定の距離単位で近いものを高く評価する。

B表(市町制)は、工事箇所と営業所所在地が、同じ市町または同じ管内を高く評価する。

営業所とは、主たる営業所(本社)を指し、原則委任営業所に関しては評価対象としな

い。

(4) 「 当年度の受注高」

(当該業種当該年度受注額 ÷ 当該業種年間平均完成工事高) の値が小さいものを高く評価する。

(5) 「 工事成績」

県発注工事の過去 2 年間の当該業種平均工事成績評定点と、過去 2 年間の知事表彰等加算点の合計が大きいものを高く評価する。

表彰加点は以下のとおりとする。

- ・ 3 点を当該業種のみに加算：優秀工事知事表彰
- ・ 2 点を当該業種のみに加算：地方機関長表彰（優秀工事、優秀下請業者）
- ・ 2 点を全業種に加算：厚生労働大臣表彰（労働安全）、長崎労働局長表彰
- ・ 複数ある場合は、点数の大きい方一つを加算する。
- ・ 対象期間は、過去 2 年間とする。

(平均工事成績評定点は、前々々年度10月1日～前年度9月30日。知事表彰等は、前々年度4月1日～前年度3月31日)

(6) 「 施工実績」

過去の同種工事実績が多いものを高く評価する。

(7) 「 手持技術者の状況」

当該業種の手持技術職員数が多いものを高く評価する。

・ 建築一式工事

【9,000万円以上の工事】

手持技術職員数 = 1 級・2 級技術職員数 専任手持工事数

【9,000万円未満の工事】

手持技術職員数 = 技術職員数 専任手持工事数

・ その他の工事

【4,500万円以上の工事】

手持技術職員数 = 1 級・2 級技術職員数 専任手持工事数

【4,500万円未満の工事】

手持技術職員数 = 技術職員数 専任手持工事数

(8) 「 入札参加回数」

入札参加回数が少ないものを高く評価する。

入札参加回数は、指名競争入札と一般競争入札等の合計を県の発注情報で確認する。

指名停止等を受けた業者は、当該年度の指名停止期間に相当する回数を加算する。

(9) 「 その他考慮すべき事項」

施工特性等

- ・当該地域における施工特性等について、精通したものを高く評価する。
- ・解体工事については、当該業種を専門としているものを高く評価する。

社会貢献活動

- ・発注機関毎に地域社会への貢献活動と評価基準を設定し評価する。

(10) 「総合評価」

各評価項目の評価結果の合計

評価点数 = Aの数 × 5点 + Bの数 × 3点 + Cの数 × 1点

一次審査

の高い順に順位付けを行う。

(11) 「総合評価」

- ・同順位の判定（工事成績、入札参加回数、施工実績、地域特性、格付表の総合数値の順に再評価）を行い順位を決定する。
- ・上位業者から規定指名数を選定する。

4. その他

建築一式工事における指名競争入札選定調書（A表）の例を以下に示す。

